

事 務 連 絡  
平成 1 7 年 1 1 月 2 5 日

都道府県  
各 指定都市 介護保険担当課御中  
中 核 市

厚生労働省老健局計 画 課  
振 興 課  
老人保健課

平成 1 7 年 1 0 月改正事項関連通知の正誤について

標記については、平成 1 7 年 9 月 7 日付け通知等でお知らせしているところですが、「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について（平成 1 2 年老発 2 1 4 号）」、「栄養マネジメント加算及び経口移行加算に関する事務処理手順例及び様式の提示について（平成 1 7 年老老発第 0907002 号）」、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について」等の一部改正について（平成 1 7 年老計発第 0907001 号、老振発第 0907001 号、老老発第 0907003 号）」及び「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について」等の一部改正について（平成 1 7 年老計発第 0909002 号、老振発第 0909001 号、老老発第 0909001 号）」について、それぞれ、誤りがありましたので、別紙 1 から別紙 4 のとおりお知らせします。

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について」の一部改正について（平成17年老発第0907001号）

3ページ	改正後	16	(8) <u>検食について 医師又は栄養士 等による検食が毎 食前行われ、その 所見が検食簿に記 載されなければな らないこと。</u>	
9ページ	改正後	23	(8)	(7)

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

栄養マネジメント加算及び経口移行加算に関する事務処理手順例及び様式例の提示について（平成17年老老発第0907002号）

別紙2	臨床検査の表	表中ヘモグロビン (mg/dl) の項目の欄	ヘモグロビン (mg/dl)	ヘモグロビン (g/dl)
-----	--------	------------------------	----------------	---------------

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について」等の一部改正について（平成17年老計発第0907001号、老振発第0907001号、老老発第0907003号）

別紙1 6ページ	改正後	1	(8) <u>検食について 医師又は栄養士 等による検食が毎 食前行われ、その 所見が検食簿に記 載されなければな らないこと。</u>	
12ページ	改正後	7	(8)	(7)
別紙2 3ページ	改正後	終わりから3	(6) <u>入所者への栄養 食事相談 入所者へは十分 な栄養食事相談を 行う必要があるこ と。</u>	(6) <u>栄養食事相談 入所者に対して は適切な栄養食事 相談を行う必要が あること。</u>
4ページ	改正後	3	(8) <u>検食について 医師又は栄養士 等による検食が毎 食前行われ、その 所見が検食簿に記 載されなければな らないこと。</u>	
11ページ	改正後	終わりから13	(8)	(7)
別紙3 3ページ	改正後	16	<u>食事相談</u>	<u>栄養食事相談</u>

同上	改正後	終わりから 13	<u>(8) 検食について</u> <u>医師又は栄養士</u> <u>等による検食が毎</u> <u>食前行われ、その</u> <u>所見が検食簿に記</u> <u>載されなければな</u> <u>らないこと。</u>	
8 ページ	改正後	終わりから 16	<u>(9) 廊下 (第2号)</u> <u>ユニット型指定介</u> <u>護療養型医療施設</u> <u>にあつては、多数</u> <u>の入院患者や職員</u> <u>が日常的に一度に</u> <u>移動することはない</u> <u>ことから、廊下</u> <u>の幅の一律の規制</u> <u>を緩和する。</u> <u>ここでいう「廊</u> <u>下の一部の幅を拡</u> <u>張することにより、</u> <u>入院患者、職員等</u> <u>の円滑な往来に支</u> <u>障が生じないと認</u> <u>められる場合」と</u> <u>は、アルコーブを</u> <u>設けることなど</u> <u>により、入院患者、</u> <u>職員等がすれ違</u> <u>う際にも支障が生</u> <u>じない場合を想定</u> <u>している。</u>	
同上	改正後	終わりから 8	<u>(10)</u>	<u>(9)</u>
同上	改正後	終わりから 6	<u>(11) ユニット型指定</u> <u>介護療養型医療施</u> <u>設の設備について</u> <u>は、上記の(1)から</u> <u>(10)までによるほか、</u>	<u>(10) ユニット型指定</u> <u>介護療養型医療施</u> <u>設の設備について</u> <u>は、上記の(1)から</u> <u>(9)までによるほか、</u>

			<u>第3の規定を準用する。この場合において、第3の2中「食堂や浴室」とあるのは「浴室」と読み替えるものとする。</u>	<u>第3の規定を準用する。この場合において、第3の2中「食堂や浴室」とあるのは「浴室」と読み替えるものとする。</u>
10ページ	改正後	終わりから4	<u>(8)</u>	<u>(7)</u>
別紙5 11ページ	改正後	終わりから5	<u>附則第4条第1項又は第6条第1項</u>	<u>附則第5条第1項又は附則第7条第1項</u>
12ページ	改正後	8	<u>附則第4条第1項又は第6条第1項</u>	<u>附則第5条第1項又は附則第7条第1項</u>
18ページ	改正後	終わりから10	<u>当該期間中に</u>	<u>平成17年9月1日から9月30日までの間（従来型個室への入所期間が1月間に満たないときは、当該入所期間）において</u>
24ページ	改正後	終わりから6	附則第4条第1項	附則第5条第1項
25ページ	改正後	2	附則第4条第1項	附則第5条第1項
26ページ	改正後	7	7の(12)を準用する。	<u>6の(12)を準用する。</u>
同上	改正後	9	<u>7の(13)を準用する。</u>	<u>6の(13)を準用する。</u>
同上	改正後	11	<u>7の(14)を準用する。</u>	<u>6の(14)を準用する。</u>
同上	改正後	13	<u>7の(15)を準用する。</u>	<u>6の(15)を準用する。</u>

31 ページ	改正後	終わりから 1 3	附則第 6 条第 1 項	附則第 7 条第 1 項
同上	改正後	終わりから 3	附則第 4 条第 1 項	附則第 5 条第 1 項
34 ページ	改正後	1 4	<u>7の(12)を準用する。</u>	<u>6の(12)を準用する。</u>
同上	改正後	1 6	<u>7の(13)を準用する。</u>	<u>6の(13)を準用する。</u>
同上	改正後	1 8	<u>7の(14)を準用する。</u>	<u>6の(14)を準用する。</u>
同上	改正後	終わりから 1 6	<u>7の(15)を準用する。</u>	<u>6の(15)を準用する。</u>
別紙6 1 ページ	改正後	5	別表第一（以下「施設サービス単位数表」という。）並びに別表第二（以下「食費算定表」という。）	別表（以下「施設サービス単位数表」という。）
同上	改正前	5	別表第一（以下「施設サービス単位数表」という。）並びに別表第二（以下「食費算定表」という。）	別表 <u>第一</u> （以下「施設サービス単位数表」という。） <u>並びに別表第二</u> （以下「食費算定表」という。）
7 ページ	改正後	終わりから 1 1 の後に追加		<u>⑦ 「食事の提供の状況」については、 居宅サービス単位数表 8 二の注に規定する基準による 食事の提供を行う 場合に記載させる こと。</u>
同上	改正後	終わりから 1 0	⑦ （略）	⑧ （略）

同上	改正前	終わりから 10	⑦ (略)	⑦ (略)
同上	改正後	終わりから 9	<u>②、③、⑤及び⑥</u>	<u>②、③、⑤から⑦</u>
同上	改正後	終わりから 7	⑧ 一部 <u>ユニット型</u> 指定短期入所生活事業所の場合にあつては、ユニット部分とユニット部分以外の部分のそれぞれに届けさせることとし、ユニット部分とユニット部分以外のそれぞれについて「施設等の区分」「人員配置区分」及び「その他該当する体制等」を記載させること。	⑨ 一部 <u>ユニット型</u> 指定短期入所生活事業所の場合にあつては、ユニット部分とユニット部分以外の部分のそれぞれに届けさせることとし、ユニット部分とユニット部分以外のそれぞれについて「施設等の区分」及び「その他該当する体制等」を記載させること。
同上	改正前	終わりから 7	⑧ (略)	⑧ (略)
8ページ	改正後	終わりから 16	6 ⑥を準用されたい。	6 ⑤を準用されたい。
同上	改正前	終わりから 16	6 ⑥を準用されたい。	6 ⑥を準用されたい。
同上	改正後	終わりから 10 の後に追加		⑧ 「 <u>食事の提供の状況</u> 」については、 <u>居宅サービス単位数表 9イ(5)の注に規定する基準による食事の提供を行う場合に記載させること。</u>
同上	改正後	終わりから 9	⑧ 介護老人保健施設に係る届出をした	⑨ 介護老人保健施設に係る届出をした

同上	改正後	終わりから 8 の後に追加	場合は、 <u>②から④、⑥及び⑦</u> については内容が重複するので、届出は不要とすること。	場合は、 <u>②から④、⑥から⑧</u> については内容が重複するので、届出は不要とすること。  <u>⑩ 一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所の場合</u> にあつては、 <u>ユニット部分とユニット部分以外の部分のそれぞれに届けさせることとし、ユニット部分とユニット部分以外のそれぞれについて「施設等の区分」及び「その他該当する体制等」を記載させること。</u>
9 ページ	改正後	8	第 5 号ロ	<u>第 6 号ハ</u>
同上	改正前	8	第 5 号ロ	<u>第 5 号ロ</u>
同上	改正後	1 0	第 7 号イ	<u>第 8 号イ</u>
同上	改正前	1 0	第 7 号イ	<u>第 7 号イ</u>
同上	改正後	終わりから 1 3	6 ⑥を準用されたい。	6 ⑤を準用されたい。
同上	改正前	終わりから 1 3	6 ⑥を準用されたい。	6 ⑥を準用されたい。
11 ページ	改正後	5 の後に追加		<u>⑫ 「食事の提供の状況」については、居宅サービス単位数表 9 ロ ( 4 ) の注に規定する基準</u>

同上	改正後	6	<p>⑫ 「介護療養型医療施設」の「療養型」に係る届出をした場合は、<u>③から⑥、⑧</u>（<u>介護支援専門員に係る届出を除く。</u>）、及び⑨から⑪については内容が重複するので、届出は不要とすること。</p>	<p>による食事の提供を行う場合に記載させること。</p> <p>⑬ 「介護療養型医療施設」の「療養型」に係る届出をした場合は、<u>③から⑥、⑧</u>（<u>介護支援専門員に係る届出を除く。</u>）、及び⑨から⑫については内容が重複するので、届出は不要とすること。</p>
同上	改正後	8の後に追加		<p>⑭ <u>一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所の場合にあつては、ユニット部分とユニット部分以外の部分のそれぞれに届けさせることとし、ユニット部分とユニット部分以外のそれぞれについて「施設等の区分」「人員配置区分」及び「その他該当する体制等」を記載させること。</u></p>
同上	改正後	終わりから15	第5号ハ	<u>第6号ホ</u>
同上	改正前	終わりから15	第5号ハ	<u>第5号ハ</u>
同上	改正後	終わりから13	第8号イ	<u>第9号イ</u>
同上	改正前	終わりから13	第8号イ	<u>第8号イ</u>

同上	改正後	終わりから 10	6⑥を準用されたい。	6⑤を準用されたい。
同上	改正前	終わりから 10	6⑥を準用されたい。	6⑥を準用されたい。
同上	改正後	終わりから 7	11⑧を準用されたい。	11⑨を準用されたい。
同上	改正前	終わりから 5	11⑧を準用されたい。	11⑧を準用されたい。
同上	改正後	終わりから 5	11⑨を準用されたい。	11⑩を準用されたい。
同上	改正前	終わりから 5	11⑨を準用されたい。	11⑨を準用されたい。
同上	改正後	終わりから 3 の後に追加		⑧ 「食事の提供の状況」については、 <u>居宅サービス単位数表 9ハ(4)の注に規定する基準による食事の提供を行う場合に記載させること。</u>
同上	改正後	終わりから 2	⑧ 「介護療養型医療施設」の「診療所型」に係る届出をした場合は、 <u>②、③及び⑤から⑦</u> については内容が重複するので、届出は不要とすること。	⑨ 「介護療養型医療施設」の「診療所型」に係る届出をした場合は、 <u>②、③及び⑤から⑧</u> については内容が重複するので、届出は不要とすること。
12 ページ	改正後	1 の後に追加		⑩ <u>一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所の場合にあつては、ユニット部分とユニッ</u>

				ト部分以外の部分 のそれぞれに届け させることとし、 ユニット部分とユ ニット部分以外の それぞれについて 「施設等の区分」「人 員配置区分」及び 「その他該当する 体制等」を記載さ せること。
同上	改正後	1 7	第 5 号ニ	<u>第 6 号ト</u>
同上	改正前	1 7	第 5 号ニ	<u>第 5 号ニ</u>
同上	改正後	終わりから 1 7	6 ⑥を準用されたい。	6 ⑤を準用されたい。
同上	改正前	終わりから 1 7	6 ⑥を準用されたい。	6 ⑥を準用されたい。
同上	改正後	終わりから 1 4	1 1 ⑦を準用されたい。	1 1 ⑧を準用されたい。
同上	改正前	終わりから 1 4	1 1 ⑦を準用されたい。	1 1 ⑦を準用されたい。
同上	改正後	終わりから 8 の 後に追加		⑧ 「食事の提供の 状況」については、 <u>居宅サービス単位 数表 9 二 ( 4 ) の 注に規定する基準 による食事の提供 を行う場合に記載 させること。</u>
同上	改正後	終わりから 7	⑧ 「介護療養型医 療施設」の「認知症 疾患型」に係る届出	⑨ 「介護療養型医 療施設」の「認知症 疾患型」に係る届出

同上	改正後	終わりから 5 の 後に追加	をした場合は、 <u>③及び⑤から⑦</u> については内容が重複するので、届出は不要とすること。	をした場合は、 <u>③及び⑤から⑧</u> については内容が重複するので、届出は不要とすること。  <u>⑩ 一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所の場合</u> にあつては、 <u>ユニット部分とユニット部分以外の部分のそれぞれに届けさせることとし、ユニット部分とユニット部分以外のそれぞれについて「施設等の区分」「人員配置区分」及び「その他該当する体制等」を記載させること。</u>
同上	改正後	終わりから 3	6 ⑥を準用されたい。	6 ⑤を準用されたい。
同上	改正前	終わりから 2	6 ⑥を準用されたい。	6 ⑥を準用されたい。
13 ページ	改正後	終わりから 10	第 9 号イ	<u>第 1 2 号イ</u>
同上	改正前	終わりから 10	第 9 号イ	<u>第 9 号イ</u>
同上	改正後	終わりから 7	第 9 号ホ	<u>第 1 2 号ハ</u>
同上	改正前	終わりから 7	第 9 号ホ	<u>第 9 号ホ</u>
14 ページ	改正後	8	施設サービス単位数 表注 5	<u>施設サービス単位数 表注 3</u>

同上	改正前	8	施設サービス単位数 表注5	<u>施設サービス単位数 表注5</u>
同上	改正後	10	施設サービス単位数 表注6	<u>施設サービス単位数 表注4</u>
同上	改正前	10	施設サービス単位数 表注6	<u>施設サービス単位数 表注6</u>
同上	改正後	12	施設サービス単位数 表注7	<u>施設サービス単位数 表注5</u>
同上	改正前	12	施設サービス単位数 表注7	<u>施設サービス単位数 表注7</u>
同上	改正後	終わりから12 の後に追加		⑨ 「食事の提供の <u>状況</u> 」については、 <u>施設サービス単 位数表1チの注に規 定する基準による 食事の提供を行う 場合に記載させる こと。</u>
同上	改正後	終わりから11	⑨ 一部 <u>ユニット型</u> 指定介護老人福祉 施設の場合にあっ ては、ユニット部 分とユニット部分 以外の部分のそれ ぞれに届出させる こととし、ユニッ ト部分とユニット 部分以外の部分の それぞれについて 「施設等の区分」「人 員配置区分」及び 「その他該当する 体制等」を記載さ せること。	⑩ 一部 <u>ユニット型</u> 指定介護老人福祉 施設の場合にあっ ては、ユニット部 分とユニット部分 以外の部分のそれ ぞれに届けさせる こととし、ユニッ ト部分とユニット 部分以外のそれぞ れについて「施設 等の区分」及び「そ の他該当する体制 等」を記載させる こと。

同上

改正前

終わりから 1 1

⑩ 一部小規模生活  
単位型指定介護老  
人福祉施設の場合  
にあつては、ユニ  
ット部分とユニッ  
ト部分以外の部分  
のそれぞれに届出  
させることとし、  
ユニット部分とユ  
ニット部分以外の  
部分のそれぞれに  
ついて「施設等の  
区分」「人員配置区  
分」及び「その他  
該当する体制等」  
を記載させること。

⑩ 一部小規模生活  
単位型指定介護老  
人福祉施設の場合  
にあつては、ユニ  
ット部分とユニッ  
ト部分以外の部分  
のそれぞれに届出  
させることとし、  
ユニット部分とユ  
ニット部分以外の  
部分のそれぞれに  
ついて「施設等の  
区分」「人員配置区  
分」及び「その他  
該当する体制等」  
を記載させること。

15 ページ

改正後

終わりから 1 6  
の後に追加

⑦ 「食事の提供の  
状況」については、  
施設サービス単位  
数表 2 リの注に規  
定する基準による  
食事の提供を行う  
場合に記載させる  
こと。

⑧ 一部ユニット型  
介護老人保健施設  
の場合にあつては、  
ユニット部分とユ  
ニット部分以外の  
部分のそれぞれに  
届けさせることと  
し、ユニット部分  
とユニット部分以  
外のそれぞれにつ  
いて「施設等の区  
分」及び「その他  
該当する体制等」  
を記載させること。

16 ページ	改正後	2	1 1 ②を準用されたいこと。	1 1 ③を準用されたい。
同上	改正前	2	1 1 ②を準用されたい。	1 1 ②を準用されたい。
同上	改正後	4	1 1 ③を準用されたい。	1 1 ④を準用されたい。
同上	改正前	4	1 1 ③を準用されたい。	1 1 ③を準用されたい。
同上	改正後	6	1 1 ④を準用されたい。	1 1 ⑤を準用されたい。
同上	改正前	6	1 1 ④を準用されたい。	1 1 ④を準用されたい。
同上	改正後	8	1 1 ⑤を準用されたい。	1 1 ⑥を準用されたい。
同上	改正前	8	1 1 ⑤を準用されたい。	1 1 ⑤を準用されたい。
同上	改正後	1 1	1 1 ⑦を準用されたい。	1 1 ⑧を準用されたい。
同上	改正前	1 1	1 1 ⑦を準用されたい。	1 1 ⑦を準用されたい。
同上	改正後	1 4	⑦ 「特定診療費項目」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、1 1 ⑧を準用されたい。	⑧ 「特定診療費項目」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、1 1 ⑨を準用されたい。

同上	改正前	1 4	1 1 ⑧を準用されたい。	1 1 ⑧を準用されたい。
同上	改正後	1 6	⑧ 「リハビリテーション提供体制」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、1 1 ⑨を準用されたい。	⑨ 「リハビリテーション提供体制」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、1 1 ⑩を準用されたい。
同上	改正前	1 6	1 1 ⑨を準用されたい。	1 1 ⑨を準用されたい。
同上	改正後	1 8	⑨ （略）	⑩ （略）
同上	改正後	終わりから 1 7 の後に追加		⑪ 「 <u>食事の提供の状況</u> 」については、 <u>施設サービス単位数表 3 イ（7）の注に規定する基準による食事の提供を行う場合に記載させること。</u> ⑫ <u>一部ユニット型指定介護療養型医療施設の場合にあつては、ユニット部分とユニット部分以外の部分のそれぞれに届けさせることとし、ユニット部分とユニット部分以外のそれぞれについて「施設等の区分」「人員配置区分」及び「その他該当する体制等」を記載させること。</u>

同上	改正後	後ろから 1	1 2 ①を準用されたい。	1 2 ②を準用されたい。
同上	改正前	後ろから 1	1 2 ①を準用されたい。	1 2 ①を準用されたい。
17 ページ	改正後	2	1 2 ②を準用されたい。	1 2 ③を準用されたい。
同上	改正前	2	1 2 ②を準用されたい。	1 2 ②を準用されたい。
同上	改正後	4	1 1 ⑧を準用されたい。	1 1 ⑨を準用されたい。
同上	改正前	4	1 1 ⑧を準用されたい。	1 1 ⑧を準用されたい。
同上	改正後	6	1 1 ⑨を準用されたい。	1 1 ⑩を準用されたい。
同上	改正前	6	1 1 ⑨を準用されたい。	1 1 ⑨を準用されたい。
同上	改正後	8 の後に追加		<p>⑦ 「食事の提供の状況」については、<u>施設サービス単位数表 3 口（8）の注に規定する基準による食事の提供を行う場合に記載させること。</u></p> <p>⑧ <u>一部ユニット型指定介護療養型医療施設の場合にあつては、ユニット部分とユニット部分以外の部分のそれぞれに届けさせ</u></p>

				ることとし、 <u>ユニット部分とユニット部分以外のそれぞれについて「施設等の区分」「人員配置区分」及び「その他該当する体制等」を記載させること。</u>
同上	改正後	終わりから 9	1 1 ⑦を準用されたい。	1 1 ⑧を準用されたい。
同上	改正前	終わりから 9	1 1 ⑦を準用されたい。	1 1 ⑦を準用されたい。
同上	改正後	終わりから 8	2 0 ⑥を準用されたい。	2 0 ⑦を準用されたい。
同上	改正前	終わりから 8	2 0 ⑥を準用されたい。	2 0 ⑥を準用されたい。
同上	改正後	終わりから 5	1 3 ⑤を準用されたい。	1 3 ⑥を準用されたい。
同上	改正前	終わりから 5	1 3 ⑤を準用されたい。	1 3 ⑤を準用されたい。
同上	改正後	終わりから 3 の後に追加		⑥ 「 <u>食事提供の状況</u> 」については、 <u>施設サービス単位数表 3ハ(8)の注に規定する基準による食事の提供を行う場合に記載させること。</u> ⑦ <u>一部ユニット型指定介護療養型医療施設の場合にあつては、ユニット</u>

				<u>部分とユニット部分以外の部分のそれぞれに届けさせることとし、ユニット部分とユニット部分以外のそれぞれについて「施設等の区分」「人員配置区分」及び「その他該当する体制等」を記載させること。</u>
(別紙1)	改正後	表中項番12、訪問入浴介護の割引の欄	1 なし	1 なし 2 あり
同上	同上	表中項番21、短期入所生活介護のその他該当する体制等の欄に追加		<u>食事提供の状況</u>   <u>1 基準に該当</u> <u>2 基準に非該当</u>
同上	同上	表中項番22、短期入所療養介護のその他該当する体制等の欄に追加		<u>食事の提供の状況</u>   <u>1 基準に該当</u> <u>2 基準に非該当</u>
同上	同上	表中項番23、短期入所療養介護 1 病院療養型のその他該当する体制等の欄に追加		<u>食事の提供の状況</u>   <u>1 基準に該当</u> <u>2 基準に非該当</u>
同上	同上	表中項番23、短期入所療養介護 2 診療所療養型のその他		<u>食事の提供の状況</u>   <u>1 基準に該当</u> <u>2 基準に非該当</u>

同上	同上	該当する体制等の欄に追加  表中項番 2 3、短期入所療養介護 3 認知症疾患型のその他該当する体制等の欄に追加	<u>食事の提供の状況</u>   <u>1 基準に該当</u> <u>2 基準に非該当</u>
同上	同上	表中項番 5 1、介護老人福祉施設のその他該当する体制等の欄に追加	<u>食事の提供の状況</u>   <u>1 基準に該当</u> <u>2 基準に非該当</u>
同上	同上	表中項番 5 2、介護老人保健施設のその他該当する体制等の欄に追加	<u>食事の提供の状況</u>   <u>1 基準に該当</u> <u>2 基準に非該当</u>
同上	同上	表中項番 5 3、介護療養型医療施設 1 療養型のその他該当する体制等の欄に追加	<u>食事の提供の状況</u>   <u>1 基準に該当</u> <u>2 基準に非該当</u>
同上	同上	表中項番 5 3、介護療養型医療施設 2 診療所型のその他該当する体制等の欄に追加	<u>食事の提供の状況</u>   <u>1 基準に該当</u> <u>2 基準に非該当</u>
同上	同上	表中項番 5 3、介護療養型医療施設 3 認知症疾患型のその	<u>食事の提供の状況</u>   <u>1 基準に該当</u> <u>2 基準に非該当</u>

別紙7 別記	改正後	<p>他該当する体制等の欄に追加</p> <p>(2) 項目別の記載要領の表中項番④、負担限度額</p>	<p>「介護保険特定入所者認定証」に記載された食費及び居住費に係る負担限度額を記載する。</p>	<p>「介護保険負担限度額認定証」又は「<u>介護保険特定負担限度額認定証</u>」に記載された食費及び居住費に係る負担限度額を記載する。</p>
同上	同上	<p>(2) 項目別の記載要領の表中項番⑥、費用額(円)</p>	<p>「⑦保険分」に「⑩利用者負担額」を加えた結果の金額を記載すること。</p>	<p>「⑦保険分」に「⑨公費分」と「⑩利用者負担額」を加えた結果の金額を記載すること。</p>
同上	同上	<p>(2) 項目別の記載要領の表中項番⑩、合計</p>	<p>「⑥費用額」と「⑨公費分」についてそれぞれの行の合計金額を記載する。</p>	<p>「⑥費用額」、「⑨公費分」及び「⑩利用者負担額」についてそれぞれの行の合計金額を記載する。</p>
別紙7 14 ページ	改正後	<p>終わりから15</p> <p>追加（別添のとおり。）</p>	<p><u>記載すること。</u></p>	<p><u>記載すること。（ただし、旧措置入所者に係る利用者負担減免にて、その効力が申請日の属する月の初日にさかのぼる場合を除く。）</u></p>



23	短期入所療養介護	1 病院療養型 6 ユニット型病院療養型	1 I型 2 II型 3 III型	療養環境基準	1 基準型 2 減算型 I 3 減算型 II 3 減算型 III	
				医師の配置基準	1 基準 2 医療法施行規則第49条適用	
				夜間勤務条件基準	1 基準型 2 加算型 I 3 加算型 II 4 加算型 III 5 減算型	
				送迎体制	1 対応不可 2 対応可	
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員	
				特定診療費項目	1 重症皮膚潰瘍指導管理 2 薬剤管理指導	
	2 診療所療養型 7 ユニット型診療所療養型	1 I型 2 II型	療養環境基準	1 基準型 2 減算型 I 3 減算型 II		
			送迎体制	1 対応不可 2 対応可		
			特定診療費項目	1 重症皮膚潰瘍指導管理 2 薬剤管理指導		
			リハビリテーション提供体制	1 総合リハビリテーション施設 2 理学療法 II 3 理学療法 III 4 作業療法 II 5 言語聴覚療法 I 6 言語聴覚療法 II 7 精神科作業療法 8 その他		
			栄養管理の評価	1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士		
			食事提供の状況	1 基準に該当 2 基準に非該当		
3 認知症患者型 8 ユニット型認知症患者型	1 I型 2 II型 3 III型	送迎体制	1 対応不可 2 対応可			
		職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員			
		リハビリテーション提供体制	1 精神科作業療法 2 その他			
		栄養管理の評価	1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士			
		食事提供の状況	1 基準に該当 2 基準に非該当			
		4 基準適合診療所型		送迎体制	1 対応不可 2 対応可	
32	認知症対応型共同生活介護		夜間ケア	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり	
			職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 介護従業者		
33	特定施設入所者介護		機能訓練指導体制	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり	
			職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員		
43	居宅介護支援		特別地域加算	1 なし 2 あり		
51	介護老人福祉施設	1 介護福祉施設 2 小規模介護福祉施設 3 ユニット型介護福祉施設 4 ユニット型小規模介護福祉施設		機能訓練指導体制	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり
				常勤専従医師配置	1 なし 2 あり	
				精神科医師定期的療養指導	1 なし 2 あり	
				夜間勤務条件基準	1 基準型 2 減算型	
				障害者生活支援体制	1 なし 2 あり	
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員 4 介護支援専門員	
				栄養管理の評価	1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士 4 栄養ケア・マネジメント体制	
				食事提供の状況	1 基準に該当 2 基準に非該当	
52	介護老人保健施設	1 介護老人保健施設 2 ユニット型介護老人保健施設		リハビリテーション機能強化	1 なし 2 あり	
				認知症専門棟	1 なし 2 あり	
				夜間勤務条件基準	1 基準型 2 減算型	
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 理学療法士 6 作業療法士 7 介護支援専門員	
				栄養管理の評価	1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士 4 栄養ケア・マネジメント体制	
				食事提供の状況	1 基準に該当 2 基準に非該当	

53	介護療養型医療施設	療養型 6 ユニット型療養型	1 I型 2 II型 3 III型	療養環境基準	1 基準型 2 減算型I 3 減算型II 4 減算型III	
				医師の配置基準	1 基準 2 医療法施行規則第49条適用	
				夜間勤務条件基準	1 基準型 2 加算型I 3 加算型II 4 加算型III 5 減算型	
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 介護支援専門員	
				特定診療費項目	1 重症皮膚潰瘍指導管理 2 薬剤管理指導	
				リハビリテーション提供体制	1 総合リハビリテーション施設 2 理学療法II 3 理学療法III 4 作業療法II 5 言語聴覚療法I 6 言語聴覚療法II 7 精神科作業療法 8 その他	
				栄養管理の評価	1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士 4 栄養ケア・マネジメント体制	
				食事提供の状況	1 基準に該当 2 基準に非該当	
				2 診療所型 7 ユニット型診療所型	1 I型 2 II型	療養環境基準
	特定診療費項目	1 重症皮膚潰瘍指導管理 2 薬剤管理指導				
	リハビリテーション提供体制	1 総合リハビリテーション施設 2 理学療法II 3 理学療法III 4 作業療法II 5 言語聴覚療法I 6 言語聴覚療法II 7 精神科作業療法 8 その他				
	栄養管理の評価	1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士 4 栄養ケア・マネジメント体制				
	食事提供の状況	1 基準に該当 2 基準に非該当				
	3 認知症患者型 8 ユニット型認知症患者型	1 I型 2 II型 3 III型	職員の欠員による減算の状況			1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 介護支援専門員
			リハビリテーション提供体制			1 精神科作業療法 2 その他
			栄養管理の評価			1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士 4 栄養ケア・マネジメント体制
			食事提供の状況			1 基準に該当 2 基準に非該当

- 備考 1 事業所・施設において、施設等の区分欄、人員配置区分欄、その他該当する体制等欄に掲げる項目につき該当する番号に○印を付してください。
- 2 「施設等の区分」及び「その他該当する体制等」欄で施設・設備等に係る加算（減算）の届出については、「平面図」（別紙6）を添付してください。
- 3 人員配置に係る届出については、勤務体制がわかる書類（「従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表」（別紙7）又はこれに準じた勤務割表等）を添付してください。
- 4 「割引」を「あり」と記載する場合は「指定居宅サービス事業者等による介護給付費の割引に係る割引率の設定について」（別紙5）を添付してください。
- 5 緊急時訪問看護加算「特別管理体制」については、「緊急時訪問看護加算・特別管理体制届出書」（別紙8）を添付してください。
- 6 その他該当する体制等」欄で人員配置に係る加算（減算）の届出については、それぞれ加算（減算）の要件となる職員の配置状況や勤務体制がわかる書類を添付してください。  
 （例）－「機能訓練指導体制」…機能訓練指導員、「栄養管理体制」…管理栄養士・栄養士の配置状況、「リハビリテーションの加算状況」…リハビリテーション従事者、  
 「医師の配置」…医師、「精神科医師定期的療養指導」…精神科医師、「夜間勤務条件基準」…夜勤を行う看護師（准看護師）と介護職員の配置状況 等
- 7 「時間延長サービス体制」については、実際に利用者に対して延長サービスを行うことが可能な場合に記載してください。
- 8 「入浴介助体制」「特別入浴介助体制」については、浴室の平面図のほか特別浴槽の状況がわかる書類（説明書、写真等）を添付してください。
- 9 「栄養管理の評価」については、1～4（又は1～3）のいずれか一つを選んで○印をつけてください。  
 具体的には、栄養ケア・マネジメント体制がとれている場合には4のみに○印をつけてください。栄養士も管理栄養士も配置されている場合には、3のみに○印をつけてください。  
 「栄養管理体制及び栄養ケア・マネジメントに関する届出書」（別紙11）を添付してください。
- 10 「送迎体制」については、実際に利用者の送迎が可能な場合に記載してください。
- 11 「個別リハビリテーション提供体制」については、「個別リハビリテーションの施設基準に係る届出書」（別紙9）を添付してください。
- 12 「夜間ケア」については、「夜間ケアの基準に係る届出書」（別紙10）を添付してください。
- 13 「特定診療費項目」「リハビリテーション提供体制」については、これらに相当する診療報酬の算定のために届け出た届出書の写しを添付してください
- 14 「職員の欠員による減算の状況」については、以下の要領で記載してください。

（1）看護職員、介護職員の欠員（看護師の配置割合が基準を満たしていない場合を含む。）…人員配置区分欄の最も右にある配置区分を選択し、「その他該当する体制等」欄の欠員該当職種を選択する。

※通所介護で「認知症型」を実施している場合に看護職員、介護職員に欠員が生じた場合は、「一般型」を選択する。その上で、指定基準をも満たさない場合には、さらに「その他該当する体制等」欄の欠員該当職種を選択する。

（2）ア 医師（病院において従事する者を除く。）、理学療法士、作業療法士、介護支援専門員（病院において従事するものを除く。）、介護従事者の欠員…「その他該当する体制等」欄の欠員該当職種のみ選択する。（人員配置区分欄の変更は行わない。）

イ 医師の欠員（病院において従事する者に限る。）…指定基準の60%を満たさない場合について記載し、人員配置区分欄の最も右にある配置区分を選択し、「その他該当する体制等」欄の医師を選択する。  
 ただし、事業所・施設が以下の地域に所在する場合は、「その他該当する体制等」欄のみ選択する。（人員配置区分欄の変更は行わない。）

＜厚生労働大臣が定める地域＞

厚生労働大臣が定める地域は、人口5万人未満の市町村であって次に掲げる地域をその区域内に有する市町村の区域とする。

- 1 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域
- 2 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第2条第1項に規定する辺地
- 3 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により指定された振興山村
- 4 過疎地域活性化特別措置法（平成2年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域

なお、病院におけるサービスについて医師の欠員がある場合で、かつ、事業所・施設が上記地域に所在する場合であっても、（1）に掲げる職種に欠員がある場合は、人員配置区分欄の最も右にある人員配置区分を選択する。  
 （（1）が優先する。）

ウ 介護支援専門員（病院において従事する者に限る。）の欠員…「その他該当する体制等」欄の介護支援専門員を選択する。

- 注 1 介護老人福祉施設に係る届出をした場合で、短期入所生活介護の空床型を実施する場合は、短期入所生活介護の空床型における届出事項で介護老人福祉施設の届出と重複するものの届出は不要です。
- 2 介護老人保健施設に係る届出をした場合には、短期入所療養介護における届出事項で介護老人保健施設の届出と重複するものの届出は不要です。
- 3 介護療養型医療施設に係る届出をした場合には、短期入所療養介護における届出事項で介護療養型医療施設の届出と重複するものの届出は不要です。
- 4 短期入所療養介護及び介護療養型医療施設にあっては、同一の施設区分で事業の実施が複数の病棟にわたる場合は、病棟ごとに届け出てください。



## 老老第31号の内表

### 2 介護給付費明細書記載に関する事項(様式第二から様式第十まで)

#### (2) 項目別の記載要領

#### ⑯ 特定入所者介護サービス費等(様式第三、第四、第五、第八、第九及び第十)

項目	記載内容	備考
① サービス内容	請求対象サービスの内容を識別するための名称として介護給付費単位数サービスコード表のサービス内容略称を記載すること。欄内に書ききれない場合は、食費、居住費(又は滞在費)と記載するだけでも差し支えないこと。	
② サービスコード	請求対象サービスに対応するサービスコード(6桁)を介護給付費単位数サービスコード表で確認して記載すること。	
③ 費用単価(円)	特定入所者が当該月において利用した食費及び居住費(滞在費)につき、ユニット型個室、ユニット型準個室、従来型個室及び多床室の区分に対応する1日あたりの費用単価(平均的な費用を勘案して厚生労働大臣が定める額もしくは各施設における現に要した額の低い方の額)を記載すること。	
④ 負担限度額	<u>「介護保険負担限度額認定証」又は「介護保険特定負担限度額認定証」に記載された食費及び居住費に係る負担限度額を記載する。</u>	
⑤ 日数	③に対応する食事及び居住(滞在を含む。)の利用に係る日数(外泊日数を含む)を記載すること。	
⑥ 費用額(円)	<u>「⑦保険分」に「⑨公費分」と「⑩利用者負担額」を加えた結果の金額を記載すること。</u>	
⑦ 保険分	「③費用単価」から「④負担限度額」を控除した結果に「⑤日数」を乗じた結果の金額を記載すること。	生活保護の単独請求の場合は、当該項目は記載しない。
⑧ 公費日数	食費及び居住費の区分に対応して公費適用対象の日数を記載すること。	
⑨ 公費分	公費適用期間分の利用者負担額を記載する。	生活保護の単独請求の場合は、「①費用単価」に「⑥公費日数」を乗じた額となる。
⑩ 利用者負担額	当該月に利用者から現に徴収した額を記載する。	
⑪ 合計	<u>「⑥費用額」、「⑨公費分」及び「⑩利用者負担額」についてそれぞれの行の合計金額を記載する。</u>	
⑫ 公費分本人負担月額	生活保護で本人負担額がある場合	

	に、その額を記載すること。	
⑬保険分請求額	「⑦保険分」の合計額を記載すること。	
⑭公費分請求額	「公費分」の合計額から「⑫公費分本人負担月額を控除した結果の金額を記載すること。	

## (別表 2)

## 保 険 優 先 公 費 の 一 覧 (適用優先度順)

項番	制度	給付対象	法別 番号	資格証明 等	公費の 給付率	負担割合	介護保険と関連する 給付対象
1	結核予防法(昭和26年法律第96号)「一般患者に対する医療」	結核に関する治療・検査等省令で定めるもの	10	患者票	95	介護保険を優先し95%までを公費で負担する	医療機関の短期入所療養介護及び介護療養施設サービスにかかる特定診療費
2	結核予防法「従業禁止、命令入所者の医療」	従業禁止、命令入所者に対する医療	11	患者票	100	介護保険優先利用者本人負担額がある	従業禁止者の訪問看護、居宅療養管理指導
3	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)「通院医療」	通院による精神障害の医療	21	患者票	95	介護保険を優先し95%までを公費で負担する	訪問看護
4	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)「更生医療」	身体障害者に対する更生医療(リハビリテーション)	15	更生医療券	100	介護保険優先利用者本人負担額がある	訪問看護、医療機関の訪問リハビリテーション、医療機関の通所リハビリテーション及び介護療養施設サービス
5	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)「一般疾病医療費の給付」	健康保険と同様(医療全般)	19	被爆者手帳	100	介護保険優先残りを全額公費	介護老人保健施設サービス含め医療系サービスの全て

6	被爆体験者精神影響等調査研究事業の実施について(平成14年4月1日健発第0401007号)	被爆体験による精神的要因に基づく健康影響に関連する特定の精神疾患又は関連する身体化症状・心身症のみ	86	受給者証	100	介護保険優先残りを全額公費	訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、短期入所療養介護、介護保健施設サービス及び介護療養施設サービスの医療系サービスの全て
7	特定疾患治療研究事業について(昭和48年4月17日衛発第242号厚生省公衆衛生局長通知) 「治療研究に係る医療の給付」	特定の疾患のみ	51	受給者証	100	介護保険優先利用者本人負担額がある	訪問看護、医療機関の訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導及び介護療養施設サービス
8	先天性血液凝固因子障害等治療研究事業について(平成元年7月24日健医発第896号厚生省保健医療局長通知) 「治療研究に係る医療の給付」	同上	51	受給者証	100	同上	同上

9	「水俣病総合対策費の国庫補助について」（平成4年4月30日環境省発第227号環境事務次官通知）「療養費及び研究治療費の支給」	水俣病発生地域において過去に通常のレベルを超えるメチル水銀の曝露を受けた可能性のある者における水俣病にもみられる症状に関する医療	88	医療手帳、保健手帳	100	介護保険優先残りを全額公費	介護老人保健施設サービス含め医療系サービスの全て
10	「メチル水銀の健康影響に係る調査研究事業について」（平成17年5月24日環境省発第050524001号環境事務次官通知）「研究治療費の支給」	メチル水銀の曝露に起因するものでないことが明らかでないものを除く疾病等の医療	88	医療手帳	100	介護保険優先残りを全額公費	介護老人保健施設サービス含め医療系サービスの全て
11	「茨城県神栖町における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業要綱」について（平成15年6月6日環境省発第030606004号環境事務次官通知）「医療費の支給」	茨城県神栖町におけるジフェニルアルシンの曝露に起因する疾病等の医療	87	医療手帳	100	介護保険優先残りを全額公費	介護老人保健施設サービス含め医療系サービスの全て

12	特別対策(障害者施策)	低所得者の利用者負担の経過措置	56	受給者証	94	介護保険を優先し残りの4%を公費で負担する	訪問介護
		障害者施策利用者への支援措置	57	受給者証	97	介護保険を優先し残りの7%を公費で負担する	訪問介護
13	原爆被爆者の訪問介護利用者負担に対する助成事業について(平成12年3月17日健医発第475号厚生省保健医療局長通知)「介護の給付」	低所得者の被爆者に対する訪問介護	81	被爆者健康手帳	100	介護保険優先残りを全額公費	訪問介護
14	原爆被爆者の介護保険等利用者負担に対する助成事業について(平成12年3月17日健医発第476号厚生省保健医療局長通知)「介護の給付」	被爆者に対する介護福祉施設サービス等、通所介護及び短期入所生活介護	81	被爆者健康手帳	100	介護保険優先残りを全額公費	介護福祉施設サービス、通所介護及び短期入所生活介護
15	生活保護法の「介護扶助」	介護保険の給付対象サービス	12	介護券	100	介護保険優先利用者本人負担額がある	介護保険の給付対象と同様

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について」等の一部改正について（平成17年老計発第0909002号、老振発第0909001号、老老発第0909001号）

別紙1 5ページ	第10の3 (7)⑧	1から3行目	<u>⑧ 検食について 医師又は栄養士 等による検食が毎 食前行われ、その 所見が検食簿に記 載されなければな らないこと。</u>	
10ページ	第10の 4(7)③	2から3行目	第10の3の(7)の① から⑧までを準用す る。	第10の3の(7)の①か ら⑦までを準用する。
16ページ	第11の2 (7)⑧	1から3行目	<u>⑧ 検食について 医師又は栄養士 等による検食が毎 食前行われ、その 所見が検食簿に記 載されなければな らないこと。</u>	
20ページ	第11の 3(7)③	2から3行目	<u>第11の2の(7)の① から⑧までを準用す る。</u>	<u>第11の2の(7)の①か ら⑦までを準用する。</u>